

就任のご挨拶

このたび、鈴木前理事長の後を受け、当健康保険組合の理事長の要職をお引き受けいたしましたので、一言ご挨拶させていただきます。

ご周知のように、健康保険組合を取り巻く情勢は依然として厳しく、高齢化や医療の高度化による医療費の増大に加え、高齢者医療制度への納付金負担が財政の重荷となっております。

健康保険組合連合会(健保連)が発表した「平成30年度健保組合予算早期集計結果の概要」によると、全健康保険組合の約6割が赤字という苦境に陥っており、経常収支差引額は1,381億円という莫大な赤字予算を見込んでいます。当健康保険組合においても、平成29年度決算では一時的に納付金の額が減少し赤字となったものの、繰入金等で賄う状況に変わりなく、厳しい状況におかれたままとなっております。

こういった状況を鑑み、健康保険組合は政府に対して、現役世代の保険料に過度に依存する構造の見直しを強く求めてきました。が、いまだ実現に至らないのが現状です。



理事長 吉田 隆彦

そのようななかではございますが、当健康保険組合では引き続き被保険者とご家族の皆様の健康を守ることに重点を置き、各保健事業を効果的に展開してまいります。皆様におかれましては、一層の健康管理を心がけることで、組合運営ならびに財政の健全化にご協力いただければ幸いです。

鈴木前理事長はこの厳しい時世に、豊かな経験と見識で堅実な運営に力を注がれました。組合員を代表して心より感謝申し上げます。微力ではありますが、私も当健康保険組合の発展のため最善の努力を尽くす所存でありますので、今後とも変わらぬご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

退任のご挨拶

この度、当健康保険組合の理事長の職を退任するにあたり、ご挨拶申し上げます。

健康保険組合は、相互扶助の精神のもと、被保険者ならびにご家族の皆様の健康と福祉の向上に貢献することが使命です。当健康保険組合でも設立以来、さまざまな保健事業を実施し、皆様方の健康管理・健康づくりをお手伝いしてまいりました。在任中にはマイナンバー制度の導入や、健診データやレセプトデータなどを分析し効果的・効率的に保健事業を行う「データヘルス計画」が始動するなど、健康保険組合をめぐる状況も大きく動いた時期ではありましたが、こうして職を終えることができましたのも、ひとえに皆様方のご理解・ご協力のおかげと心より御礼申し上げます。

しかしながら、高齢化・医療の高度化等による医療費の伸びは依然とどまるところを知らず、健康保険組合の財政を圧迫し、それを支える若年世代の負担も非常に大きなものとなっております。新聞等の報道にてご存じのとおり、全国の健康保険組合の財政状況はすでに限界に達しており、現行制度のまま



前理事長 鈴木 和雄

では世界に誇るべき日本の医療保険制度が破綻しかねません。このように、健康保険組合にとってまさに「苦難」といえる時期に任務から退くこととなりましたが、新理事長として就任された吉田理事長には、豊富な経験とバイタリティで、当健康保険組合のさらなる発展に向けて活躍していただけるものと確信しております。

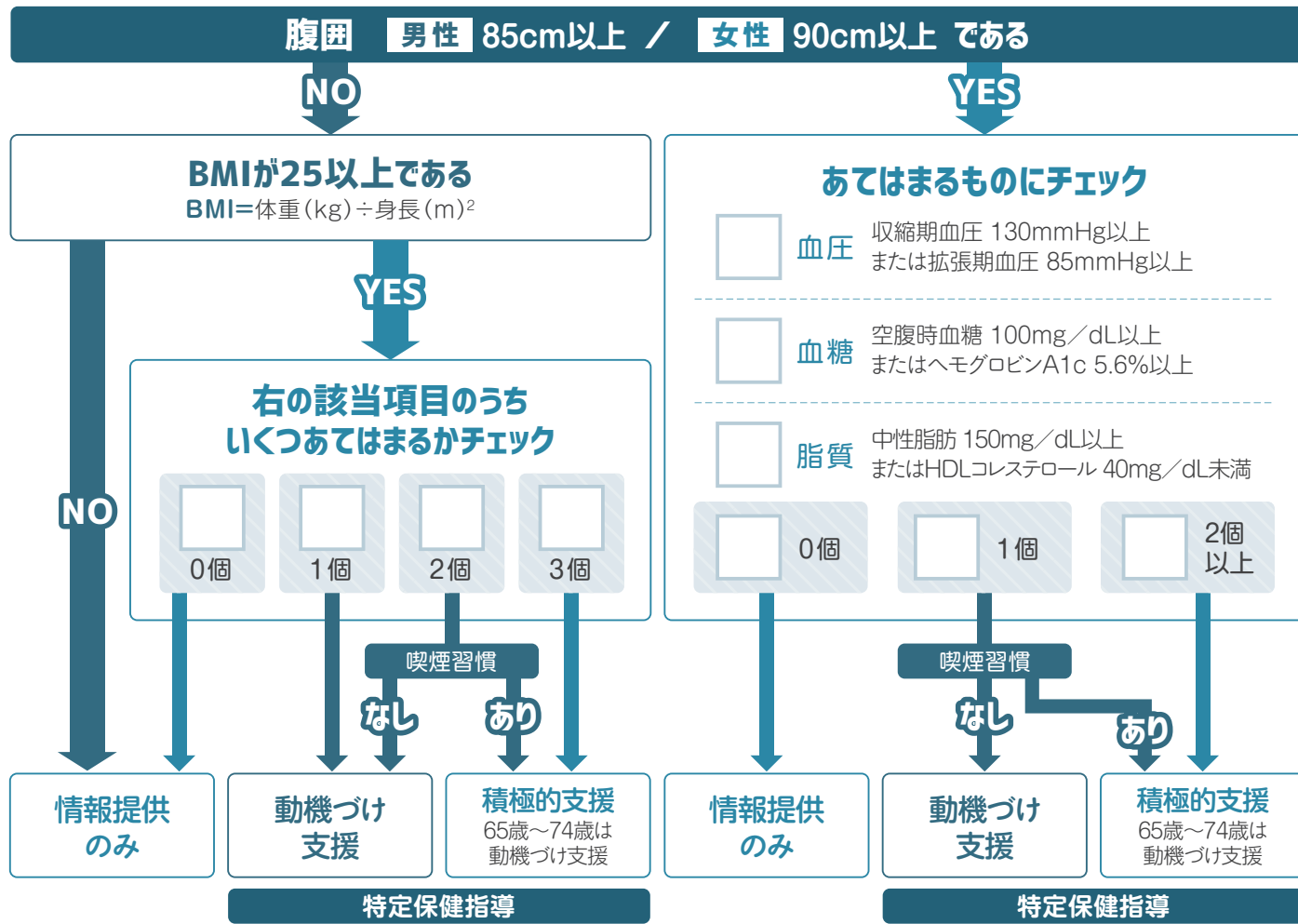
末筆ながら、皆様のご健勝とご活躍を祈念いたしました。退任のご挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございます。ありがとうございました。

「特定保健指導」で健康な生活をGET!

当健保組合では、特定健診を受けた被保険者・被扶養者のみなさんのうち、生活習慣病になるリスクが高い方に「特定保健指導」を行っています。病気を未然に防ぐチャンスですから、案内が届いた方は必ず参加してください。

特定保健指導の対象者はこうして選ばれます

「内臓脂肪の蓄積」がある方のうち、「血圧」「血糖」「脂質」の検査数値と「喫煙習慣」の有無から判断して、対象者が選定されます。
 血圧や血糖など、それぞれの数値はそれほど悪くなくても、リスクが重なると「メタボリックシンドローム」になりやすくなります。糖尿病や心筋梗塞、心不全、脳卒中、脳出血などの大病を発症する前に、保健指導によって生活習慣を改善しましょう。
 特定保健指導はリスクの数に応じて「動機づけ支援」と「積極的支援」の2通りに分けられています。



※高血圧症、糖尿病、脂質異常症の治療のための薬を服用中の方は特定保健指導の対象となりません。

今年度の健診をまだ申し込んでいない方は、早めにお申し込みください!

年度後半になると、健診機関の予約がとりづらくなります。また、健診を受けたあとに、特定保健指導の対象になったり再検査となることもありますので、早めに受診してください。

ご家族の健診にも、被保険者のみなさんが責任をもちましょう!

ご家族が健康でないと、被保険者のみなさんも安心して働けません。ご家庭にいる奥様の健診受診率がとくに低くなっています。ご家族も必ず年1回健診を受けて健康チェックをするよう、被保険者のみなさんが責任をもってお声がけください。



インフルエンザ 予防接種をお忘れなく!

健保組合が接種費用を補助します!

インフルエンザは重症化すると、肺炎や脳症などの重い合併症を起こすことがあります。ワクチンは重症化を防ぐ効果がありますので、手洗いやマスクの着用などの対策を実行するとともに、今年も受けておきましょう。また、効果は5カ月間ほどで失われます。昨年受けたからといって油断せず、毎年接種してください。

接種の受け方は3通りです。事前に申込みのあった被保険者の方には、指定の会場や巡回先で受けられる「集団接種」を実施します(1・2)。申込みをされていない方や被扶養者の方は、いったん全額を自己負担し、領収証を提出することで補助が受けられる「償還払い方式」(3)で接種してください。

※満65歳以上の方は各市区町村でも補助を受けられる場合があります。詳しくはお住まいの市区町村の担当課へお問い合わせください。
 ※各市区町村にて補助を受けられる方は、健保組合の補助を受けられません。

1 会場で接種

申込みをされた方のみ (受付はすでに終了しています)
 ※補助額は1,000円。

実施会場	第1会場	第2会場	第3会場
	木材会館 健保応接室 (中区松原)	東海木材相互市場 (丹羽郡大口町)	名古屋港 木材会館 (海部郡飛島村)
日時	11月7日(水) 12:00~14:00	11月8日(木) 14:00~16:00	11月9日(金) 12:00~14:00

2 巡回先で接種

申込みをされた方のみ (受付はすでに終了しています)
 会場や日時は所属事業所の指示に従ってください。
 ※補助額は1,000円。

3 償還払いで接種

事前の申込みは不要です。被扶養者の方も補助を受けられます。

対象者	当健保組合の被保険者・被扶養者 (それぞれ年度内1回)	対象期間	平成30年10月1日～平成31年1月31日 接種分
補助額 (年度内1回限り)	被保険者 1,000円まで 被扶養者 500円まで	実施施設	最寄りの医療機関など
申請方法	いったん全額を負担し、予防接種を受けたことが明記された領収証*を受け取って、申請用紙とともに所属事業所の担当者へご提出ください。 (申請用紙は9月下旬に送付済み)		

※領収証についての注意

- ・「インフルエンザ予防接種代」が明記されていること
- ・コピー不可(原本のみ可)
- ・予防接種を受けた方の氏名がすべて明記されていること
(家族で同じ日に接種するなどして、複数人で1枚の領収証の場合は、それぞれの氏名・金額が明記されていること)

